

<再評価>

資料-3-2-2

事業名 (箇所名)	高知海岸直轄海岸保全施設整備事業		担当課	水管理・国土保全局砂防部砂防課海岸室		事業主体	四国地方整備局													
実施箇所	高知県高知市、南国市、土佐市																			
該当基準	再評価実施後一定期間(3年間)が経過している事業																			
事業諸元	人工リーフ、ヘッドランド、緩傾斜堤、養浜、離岸堤、耐震液状化対策 等																			
事業期間	昭和51年度～平成73年度																			
総事業費 (億円)	995		残事業費(億円)	393																
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知海岸の位置する土佐湾沿岸は、台風常襲地帯であるため、台風期における強大な波浪と高潮による甚大な被害に見舞われてきた。 ・現在も海岸侵食が進行し、汀線の後退とそれに伴う波の打ち上げ高の増大により、堤防の被災や県道の通行止め等の被害が発生している。 ・そのため、早期に施設整備を行い、高潮・越波及び侵食による被害の防止を図る必要がある。 ・また、南海トラフを震源とする地震は今後30年以内に70%程度の確率で発生することが予測されており、防災・減災対策を緊急に実施することが求められており、海岸堤防の地震・津波対策を行い、被害の防止を図る必要がある。 <p><達成すべき目的></p> <ul style="list-style-type: none"> ・“堤防高の確保”や“砂浜の形成”により越波を未然に防ぐことで甚大な浸水被害を防止 ・“ヘッドランド”、“離岸堤”、“人工リーフ”や“養浜”により汀線後退を未然に防ぐことで甚大な侵食被害を防止、砂浜の回復を図ることで海浜性植物やウミガメ等の生息環境を保全 ・“堤防の耐震対策等”により堤防の沈下等を未然に防ぐことで南海トラフを震源とする地震・津波による甚大な被害を防止 <p><政策体系上の位置付け></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策目標：水害等災害による被害の軽減 ・施策目標：津波・高潮・侵食等による災害の防止・軽減を推進する 																			
便益の主な根拠	侵食防止面積：17.4ha、浸水防護面積(高潮)：715ha、浸水防護面積(津波)：954ha 浸水防護戸数(高潮)：2,615世帯、浸水防護戸数(津波)：1,709世帯																			
事業全体の投資効 率性	基準年度 B:総便益 (億円)		2,716		C:総費用(億円)		1040		B/C		2.6		B-C		1,676		EIRR (%)		5.8	
残事業の 投資効率	B:総便益 (億円)		1,300		C:総費用(億円)		247		B/C		5.3									
感度分析			残事業(B/C)		全体事業(B/C)															
	残事業費(+10%~-10%)		4.8 ~ 5.8		2.6 ~ 2.7															
	残工期(+10%~-10%)		5.1 ~ 5.4		2.4 ~ 2.9															
	資産(-10%~+10%)		4.7 ~ 5.8		2.4 ~ 2.9															
事業の効 果等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施した場合、海岸侵食の進行が抑制されるため、計画で想定する高潮や波浪が発生しても、被害は発生しない。 ・また、東南海・南海連動地震・津波が発生しても、被害は発生しない。さらに、最大クラスの地震・津波が発生した場合においても、減災効果が期待できる。 ・マリッジジャーや数多くの地元行事に利用されており、砂浜の形成が今後の海洋性レクリエーション及び地元行事の受け皿となることが期待されるとともに、桂浜花海道(県道)からの美しい海岸線が観光スポットとして期待される。 ・ウミガメの上陸・産卵が確認されているが、砂浜の安定によりウミガメの産卵場所が増加し生息環境の保全につながる。 ・事業を実施することで、高潮・越波・侵食によって発生することが想定される災害時要援護者約2,600人、想定死者約350人、電力停止による影響人口約6,200人が軽減される。 																			
社会経済 情勢等の 変化	<ul style="list-style-type: none"> ・高知海岸の背後地は、高知市をはじめ人口・資産の集積する地区である。 ・高知海岸の沿岸市の人口は、近年、若干減少しているものの、大きな変化は見られない。また、沿岸市の世帯数は、直轄事業開始時から年々増加傾向にある。 ・高知海岸のすぐ背後では、観光レクリエーションの拠点である桂浜をつなぐ通称「桂浜花海道」とも呼ばれる主要県道春野赤岡線が走っている他、温暖な気候を利用したハウス園芸によるきゅうり、ピーマン等の生産が盛んで、京阪神、東京市場等に出荷されている。 ・高知県や浸水区域にあたる南国市、高知市、土佐市、更に「直轄高知海岸整備促進期成同盟会」等から、毎年事業の早期完成に関する要望を受けている。 																			
事業の進 捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・現在までの直轄事業の進捗率(事業費ベース)は平成28年度末時点では約61%である。 																			
事業の進 捗の見込 み	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮・侵食対策については、突堤延長の短い戸原工区の2基について、今後も引き続き延伸していく。さらに、抜本的な海岸保全への対応として、突堤改良や養浜による新たな海岸保全対策を進めていく。 ・地震・津波対策については、耐震液状化対策を実施している長浜工区、南国工区について、早期の完成を目指す。 ・高知海岸保全技術検討委員会において、残事業の見直しを検討中である。 ・事業の推進を地元から強く望まれており、今後も引き続き計画的に事業を推進していく。 																			
コスト削減 や代替案 立案等の 可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・仁ノ工区の離岸堤については、設置箇所を見直し、断面を縮小することで約6億円のコスト削減を図った。また、養浜では、河床掘削工事等で発生する良質な掘削土を有効活用することでコスト削減を図る。 ・事業期間が長期であることから、最新の現地条件や事業効果等を確認しつつ、より確実な事業の推進が可能となるよう、状況に応じた対策計画の見直しを行っていく。また、新技術の採用等により、代替案(工法等)の可能性に時宜検討を行っていく。 																			
対応方針	継続																			
対応方針 理由	事業の必要性、事業進捗の見込み、コスト削減、代替案の立案の可能性等、総合的な判断による。																			
その他	<p><第三者委員会の意見・反映内容>…地整等・自治体等対応</p> <p><都道府県の意見・反映内容>…地整等対応(直轄事業等のみ)</p> <p>事業継続に異議はありません。高知市を中心とする背後地域を、津波による浸水被害や台風等の波浪から守ること。また、地震からの早期の復旧・復興を図るためにも、より一層の事業推進をお願いします。</p>																			

費用対効果分析実施判定票

年 度： 平成29年度

事 業 名： 高知海岸直轄海岸保全施設整備事業

担当課： 河川計画課

担当課長名： 田窪 遼一

※各事業において全ての項目に該当する場合には、費用対効果分析を実施しないことができる。

項 目	判 定	
	判断根拠	チェック欄
(ア) 前回評価時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合		
事業目的		
・事業目的に変更がない	事業目的である「高潮・越波、侵食、地震・津波による被害防止」に変更がない	■
外的要因		
・事業を巡る社会経済情勢の変化がない	想定氾濫区域内の人口や資産に大きな変化がない。	■
内的要因<費用便益分析関係>		
1. 費用便益分析マニュアルの変更がない	費用便益分析マニュアルに変更がない。 (海岸事業の費用便益分析指針(改訂版)平成16年6月)	■
2. 需要量等の変更がない	【需要量等の減少が10%以内】 今回需要量等減少 34百万円 前回需要量等 40,374百万円 変化率 0.1%	■
3. 事業費の変化	【事業費の増加が10%以内】 今回事業費増 0百万円 前回事業費 99,500百万円 変化率 0%	■
4. 事業展開の変化	【事業期間の延長が10%以内】 事業期間延長 0年 前回事業期間 86年 変化率 0%	■
(イ) 費用対効果分析を実施することが効率的でない判断できる場合		
・事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が大きい または、前回評価時の感度分析における下位ケース値が基準値を上回っている。	前回評価時の感度分析における下位ケース値が基準値を上回っている。 前回評価時の感度分析下位ケース 2.4 ≥ 基準値(1.0)	■
前回評価で費用対効果分析を実施している	前回実施 H26年度 $B/C = 2.6$	■
その他の事由(費用効果分析が必要な特別な事由)		
以上より、費用対効果分析を実施しないものとする。		



29 高土政第 838 号
平成 29 年 11 月 22 日

四国地方整備局長 様

高知県知事



四国地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）
の作成に係る意見照会について（回答）

平成 29 年 11 月 6 日付け国四整企画第 30 号で照会のありましたことについて、別紙のとおり回答します。

1. 高知海岸直轄海岸保全施設整備事業

意見：事業継続に異議はありません。

高知海岸背後には、人口や経済・社会基盤が集積しており、今後 30 年以内に 70% 程度の確率で発生すると予測されている南海トラフ地震では、壊滅的な被害を受けることが想定されています。

また、高知海岸に並行して走る主要県道春野赤岡線は、毎年のように襲来する台風等の越波により、度々、通行止めが発生しています。

これらのことから、高知市を中心とする背後地域を、津波による浸水被害や台風等の波浪から守ること。また、地震からの早期の復旧・復興を図るためにも、より一層の事業推進をお願いします。

2. 一般国道 33 号 高知西バイパス

意見：事業継続に異議はありません。

一般国道 33 号高知西バイパスは、市街地の慢性的な渋滞を緩和するとともに、周辺道路の交通安全の確保やアクセス向上につながる重要な路線であり、平成 28 年 3 月の枝川 IC～天神 IC 間の開通により、いの町市街地の渋滞が劇的に緩和され、地域住民もストック効果を実感しています。

残る鎌田 IC～波川間が開通することによって、仁淀川流域へのアクセスがさらに向上し、地域の産業振興や交流人口の拡大などにも寄与すると期待されることから、国においては、平成 32 年度の供用に向け、着実な事業推進をお願いします。

3. 一般国道 55 号 安芸道路

意見：事業継続に異議はありません。

四国 8 の字ネットワークを構成する一般国道 55 号安芸道路は、県中央部と東部地域とをつなぐ唯一の幹線道路の代替機能を担い、南海トラフ地震などの大規模災害発生時の着実で円滑な支援物資の輸送などや、中芸地域の日本遺産をはじめとする貴重な観光資源を活かした交流人口の拡大など、地域経済の活性化に資する重要な路線です。

このため、国においては早期の供用を目指し、より一層の事業推進をお願いします。

4. 一般国道 56 号 中村宿毛道路

意見：事業継続に異議はありません。

四国 8 の字ネットワークを構成する一般国道 56 号中村宿毛道路は、県中央部と西部地域をつなぐ唯一の幹線道路の代替機能を担い、南海トラフ地震などの大規模災害発生時の着実に円滑な支援物資の輸送、地域間交流や商圏の拡大による地域経済の活性化に資する重要な路線です。

残る平田 IC～宿毛 IC 間が開通することによって、西部地域で唯一の第二次医療施設への速達性が向上するとともに、近隣工業団地へのアクセス向上による地域経済の活性化などにも寄与すると期待されることから、国においては、平成 31 年度の供用に向け、着実な事業推進をお願いします。

5. 室津港室津地区避難港整備事業

意見：事業継続に異議はありません。

本事業による防波堤の整備により、室戸岬沖を航行する船舶の避泊水域が確保され、海難事故を防止できるとともに、南海トラフ地震発生時には津波の水位の低減が図れるなどの背後地域への減災効果も見込まれることから、事業の早期完成を目指し、より一層の事業推進をお願いします。